

はじめに

近年、社会の高齢化が急速に進み、老後の自分や配偶者の生活、自分が亡き後の家族の幸せのための遺産の適切な相続に不安を持つ人が増えています。

昭和20年の終戦後に大幅に改正された民法は、相続についてそれまでの家制度を前提とした家督相続を廃止して、個人を中心とした均分相続を原則としました。そのため、親の面倒をみた子供と全くみなかつた子供についても、遺言がなければ、遺産は平等に相続されて悪平等の結果を招来することになりました。また、権利意識の高揚に伴って利己的な主張をする傾向が見られ、親族間において相続等で争う場面もよく耳にします。

これらの不安を解消するため、自分が判断能力を失う前に信頼のできる人と任意後見契約を締結して、判断能力を失った後の財産管理や身上監護の手続を行う任意後見制度があり、自分が尊厳をもって終末を迎えるための尊厳死宣言があり、自分の死後の遺産の適切な相続のための遺言があり、また家族の中に認知症、身体障害、精神疾患を持った者がいる場合は、遺言だけでは解決できないので、それを補うために家族信託の制度があります。

私は、検事退官後10年間、公証人として、公正証書遺言、任意後見、尊厳死宣言等の公正証書を二千数百件作成し、その後、弁護士として老後の諸問題に取り組んでいます。

こうした経験を通じ、老後の幸せのためには、これらの諸制度をうまく活用し、法律の専門家である公証人に公正証書を作成してもらうことが安心・安全であり、迅速な手続を行う上でも役立つと痛感しています。

本書はこのような考えに基づき、公証人制度及び上記の老後の安心の

ための法律上の仕組み、ならびに平成30（2018）年7月6日に成立しその後令和2（2020）年7月10日までに施行された「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」「法務局における遺言書の保管等に関する法律」について、その基礎的知識と制度の概観について、図解を交えてできるかぎりわかりやすく説明し、また実務ですぐに役立つように、公正証書の文例を掲載しました。

本書は、公証人、弁護士、司法書士、行政書士、税理士等、老後の安心設計の相談を受ける実務家のために一冊で網羅的に上記諸制度の概観を解説し、基本的な公正証書の文例を掲載したものですが、相談を必要としている一般の方々にも読んでいただいた上で実務家に相談することをお勧めします。

なお、本書では税金や登記手続のことには詳しく触れていません。これらのことについては、筆者と一緒に相続について勉強している弁護士、司法書士、税理士、行政書士、相続アドバイザーの方々が執筆した㈱日本法令発行の『改訂版 相続相談標準ハンドブック』及び『改訂版 遺言相談標準ハンドブック』（筆者も共著）を参照してください。

本書が、老後の幸せを実現するために実務家や一般の方々に少しでもお役に立てれば望外の幸せです。

令和3年2月 麻生 興太郎

（表紙絵は麻生興太郎作「新緑」です）

第1章 公証役場活用法

第1 公証人の身分、公証役場の位置付け	36
第2 公証人に対する公証実務に関する相談は無料	37
第3 どこの公証役場に行けばよいか	37
第4 公証役場の役割	38

第2章 公正証書遺言

第1節 公正証書遺言の基礎知識	40
第1 遺言の意義	40
第2 法定遺言事項	40
第3 法定外遺言事項（付言事項）	42
第4 遺言の目的	42
① 遺言の社会学的定義	42
② 実質的公平を図るための遺言の重要性	43
③ 遺産分割協議の困難性の故に求められる遺言	43
第5 遺言の方式	44
① 自筆証書遺言（民法968条）	44
② 公正証書遺言（民法969条、969条の2）	44
③ 秘密証書遺言（民法970条、972条）	45

目 次

④ 公正証書遺言、自筆証書遺言、秘密証書遺言の長所・短所	47
⑤ 特別方式のうち死亡危急時遺言（民法976条）	49
第6 共同遺言の禁止（民法975条）	51
① 共同遺言禁止の立法趣旨	51
② 共同遺言禁止に該当するか否かが争われた事例	51
第7 法定相続分・遺留分	52
① 法定相続人	52
(1) 配偶者	52
(2) 子（第1順位）	52
(3) 直系尊属（第2順位）	53
(4) 兄弟姉妹（第3順位）	53
② 代襲相続	53
③ 法定相続分	53
(1) 共同相続人が配偶者と子である場合	54
(2) 共同相続人が配偶者と直系尊属である場合	54
(3) 共同相続人が配偶者と兄弟姉妹である場合	54
④ 遺留分権利者（総体的遺留分を有する相続人）	54
⑤ 総体的遺留分の割合	55
(1) 直系尊属のみが相続人である場合	55
(2) それ以外の場合	55
⑥ 個別的遺留分の割合	55
⑦ 法定相続分の設例	56
⑧ 遺留分の設例	58
第8 相続の放棄、相続分の放棄、遺留分の放棄	59
① 相続の放棄（民法915条、919条、921条、938条、939条）	59
② 相続分の放棄	60
③ 遺留分の放棄（民法1049条）	60
第9 遺言をする必要性が高い場合	61

① 夫婦間に子供がない場合	61
② 再婚して先妻の子と後妻がいる場合	62
③ 長男の妻に財産を分けてやりたい場合	63
④ 内縁の妻がいる場合	64
⑤ その他	65
(1) 事業を承継させたい場合	65
(2) 各人ごとに相続財産を特定して相続させたい場合	65
(3) 相続人がいない場合	65
第10 公正証書遺言作成手数料	66
① 公証役場で作成する場合の手数料	66
② 遺言者が病気のため公証人が出張した場合	67
第11 公正証書作成に必要な書類と段取り	71
① 遺言者の本人性を確認する資料	71
② 相続・遺贈を受ける相手を特定する資料	71
③ 相続・遺贈する不動産の特定及び手数料算定の基になる資料	72
④ 公正証書遺言作成時に必要な証人	74
(1) 遺言者側で証人を用意する場合	74
(2) 遺言者側で証人を用意できない場合	75
⑤ 公正証書遺言作成当日に必要な物	75
⑥ 公正証書遺言の準備と作成等	75
第12 公正証書遺言の原本、正本、謄本の違い、原本の保存期間	76
① 公正証書遺言の原本、正本、謄本の違い	76
② 公正証書遺言の原本、正本、謄本の作成	77
③ 公正証書遺言の原本の保存期間	77
第13 公正証書遺言原本の閲覧、正本・謄本の交付	78
① 閲覧の可能範囲	78
② 交付の可能範囲	78
③ 遺言公正証書検索システム	79

目 次

第14 緊急時に遺言者が本人であることを確認する方法等	82
① 通常の場合の確認方法	82
② 緊急時の確認方法	82
③ 公証人が氏名を知っており面識がある場合	83
第15 公正証書遺言の表示方法	83
① パソコン等の印字による公正証書遺言は有効	83
② ビデオや録音による公正証書遺言は無効	84
③ パソコン等電磁的記録による遺言は無効	84
第16 五感が不自由な人の公正証書遺言	84
① 目が見えない人がする公正証書遺言	84
② 口がきけない人がする公正証書遺言	85
③ 耳が聞こえない人がする公正証書遺言	85
④ 通訳人の選定	85
第17 公正証書遺言の撤回・変更	86
① 遺言の撤回・変更の自由	86
② 遺言の変更ということをあえて記載しない遺言	87
③ 遺言が撤回されたとみなされることについての民法の規定	87
④ よくありがちな遺言者の思い込み	87
⑤ 遺言の変更が多数回にわたった場合の留意点	88
⑥ 複数の遺言	88
第18 公正証書遺言の取消し	89
① 遺言の方式を踏んで詐欺、脅迫による遺言を無効とする方法	89
② 遺言取消の意思表示により詐欺、強迫による遺言を無効とする方法	89
③ 遺言者死亡後の対処方法	90
第19 遺言能力	90
① 制限行為能力の規定の排除	90
② 遺言無能力者の遺言	91

③ 遺言能力の判断	91
(1) 遺言時における遺言者の精神障害	91
(2) 遺言内容	92
(3) 遺言の動機、遺言に至る経緯	92
(4) 遺言能力なしとして遺言無効とされないようにするための注意点	92
第20 遺言執行者に関する基礎知識	93
① 遺言執行者とは	93
② 遺言執行者になれる者	93
③ 遺言執行者の権限	94
④ 遺言執行者の権限の記載	95
⑤ 遺言執行者の復任権	95
⑥ 遺言執行者の指定に当たって考慮すべきこと	95
⑦ 遺言執行者が遺言執行前に死亡した場合	96
第21 「相続させる」遺言と相続放棄	96
① 遺贈の放棄	96
② 「相続させる」遺言と相続放棄	97
③ 「相続させる」遺言について遺贈の放棄の規定を準用できるか	98
第22 外国人の遺言	99
① 遺言方式に関する準拠法	99
② 遺言の成立及び効力に関する準拠法	99
③ 韓国人の例	99
④ 中国人の例	100
第23 公正証書遺言の訂正・誤記証明	101
① 作成中の訂正	101
② 作成後の誤記の発見	101

目 次

第2節 公正証書遺言の文例と解説	103
第1 公正証書遺言の基本型	103
① 前文	106
② 本旨外要件	106
③ 相続人と受遺者の表示	107
④ 「相続させる」「遺贈する」の法的意味	107
(1) 「相続させる遺言」の意義についての実務の混乱	107
(2) 「相続させる遺言」の意義についての最高裁判例	108
(3) 「相続させる遺言」における遺言執行者の不動産相続登記手続の権限	108
(4) 相続による不動産の所有権移転登記が単独でできるか	111
(5) 相続による不動産の所有権移転を登記なくして第三者に対抗できるか	111
(6) 土地・建物の登録免許税について違いはあるか	112
(7) 遺産が農地の場合、農地法3条の許可がなくても相続による所有権移転登記ができるか	112
(8) 遺産が借地権・借家権の場合の民法612条の賃貸人の承諾は必要か	113
第2 遺産の全部を相続させ又は包括して遺贈する場合	113
その1 遺産の全部を相続させる場合	113
その2 遺産の全部を包括して遺贈する場合	113
① 遺産の全部の表示	113
② 相続による一般承継の表示	114
③ 遺産の全部を相続人以外の者に包括して承継させる表示	114
④ 相続人に相続させる場合の不適切な表示	114
第3 遺産の一部を包括的に記載する場合	115
① 遺産の一部である不動産等の一切を承継させる表示	115
② 「不動産の一切」と表示したほうがよい場合	115
③ 「預貯金等一切の金融資産」と表示したほうがよい場合	116
④ 「遺言者名義の預貯金」と表示した場合の問題点	116
第4 不動産を具体的に記載する場合	117

その1 登記簿謄本によって不動産を特定して記載する例	117
その2 公的機関発行の証明書で不動産を特定して記載する例	119
① 登記簿謄本によって不動産を特定して記載	120
② 未登記の不動産を特定して記載する方法	120
第5 金融資産を具体的に記載する場合	121
第6 土地の相続で記載に工夫を要する事例	122
その1 土地区画整理区域内の土地を相続させる場合	122
その2 一筆の土地を具体的に二等分して相続させる場合 (分筆可能な図面がある場合)	123
その3 一筆の土地を具体的に二等分して相続させる場合 (分筆可能な図面がない場合)	124
その4 一筆の土地を抽象的に二等分して相続させる場合	125
その5 一筆の土地を複数の相続人に相続させ、その分け方は 遺産分割協議に委ねる場合	126
第7 建物とともにその建物のための借地権を相続させる場合	127
第8 遺言時不存在だが、遺言者が亡くなるまでには完成の建物 を相続させる場合	128
第9 未登記の建物を相続させる場合	129
その1 一棟の建物が未登記の場合	129
その2 建物の増築部分が未登記の場合にその部分も含めて相 続させる場合	130
その3 建築中の建物を相続させる場合	131
第10 遺産を割合で相続又は遺贈する場合	131
その1 全ての財産を割合で相続させる場合	131
その2 全ての財産を割合で遺贈する場合	132
その3 特定の財産を割合で相続させ、それ以外の全ての財産 を割合で相続させる場合	132
その4 遺産の一部を法定相続分とは別に特定の相続人に相続 させる遺言	133

目 次

第11 予備的遺言の例	134
その1 年齢が近い夫婦間の遺言	134
その2 年齢が離れていても予備的遺言をする必要がある場合	134
その3 夫婦相互遺言と予備的遺言（夫の遺言）	134
その4 夫婦相互遺言と予備的遺言（妻の遺言）	135
① 年齢が近い場合の予備的遺言（その1）	135
② 年齢が離れていても予備的遺言をする必要がある場合（その2）	135
③ 夫婦相互遺言と予備的遺言（その3、その4）	136
第12 未分割の相続財産の相続分を「相続させる」遺言	138
その1 未分割相続財産の相続分を1人の相続人に「相続させる」遺言	138
その2 未分割相続財産の相続分を複数の相続人に「相続させる」遺言	138
① 相続人が被相続人から承継する権利義務	138
② 相続人が数人あるときの相続財産の共有	139
③ 相続分を1人の相続人に相続させる遺言（その1の文例）	139
④ 相続分を複数の相続人に割合的に相続させる遺言（その2の文例）	140
第13 将来相続によって取得する財産を遺言で相続させる場合	140
① 相続によって取得予定の財産を遺言で相続させることができる根拠	141
② 相続によって取得予定の財産を相続させる遺言を活用した家族としての遺言	141
第14 後追い遺言の例	142
その1 夫の遺言	142
その2 妻の遺言	142
① 後追い遺言は有効かについての説の対立	142
② 実務的な対応策	143
第15 遺産分割方法を指定する例 — 民法908条	144

① 遺産分割方法の指定の立法趣旨	144
② 遺産分割方法の指定の態様	145
③ 遺産分割の基準を示す遺産分割方法の指定	145
④ 遺産を個別的・直接に相続人に帰属させたい場合の遺産分割方法の指定	146
⑤ 債務についての遺産分割方法の指定	146
⑥ 不動産の取得割合だけ示して具体的な帰属は遺産分割協議に委ねる場合の記載の仕方	146
⑦ 遺産分割方法の指定が法定相続分の変更を伴わないことを明示する場合の記載の仕方	147
第16 遺産分割方法の指定（清算分配）—民法908条	147
① 清算型遺言	148
② 換価後の剰余金配分方法	148
③ 清算後の残余財産の配分を遺言執行者に委託する遺言	149
④ 清算型遺言における遺言執行者の指定の重要性	149
⑤ 清算型遺言において指定された遺言執行者の権限	149
第17 遺産分割方法の指定の委託 — 民法908条	150
その1 財産全部について分割方法を全面的に委託する例	150
その2 財産の一部について分割方法を全面的に委託する例	150
その3 財産の一部について分割方法を指定して委託する例	151
その4 財産の一部について遺産分割の方法を指定して委託し、それ以外の財産については分割方法を全面的に委託する例	151
① 受託者となる第三者	152
② 委託を受けた第三者が委託を拒否した場合	152
③ 遺産分割の基準	153
④ 指定委託が効果を発揮する場面	153
⑤ 相続分の指定の委託との関係	153
第18 遺産分割の禁止 — 民法908条、907条	154

目 次

① 遺産の分割禁止	154
② 遺産分割禁止の範囲	154
③ 遺産分割禁止を必要とする事情	154
第19 相続分の指定 — 民法902条	155
① 相続分の指定とは	156
② 指定相続分の相続による不動産の権利取得	156
(1) 相続法改正前 156	
(2) 相続法改正による対抗要件主義の規定の新設 157	
(3) 相続分の指定と相続債権、相続債務 157	
(4) 相続分の指定と遺留分に関する規定との関係 157	
(5) 相続分の一部を相続人中の一部に指定する例 158	
第20 相続分の指定の委託 — 民法902条	159
① 受託者となる第三者	159
② 委託を受けた第三者が委託を拒否した場合	160
③ 指定委託が効果を発揮する場面	160
④ 遺産分割方法の指定の委託との関係	160
第21 特別受益に関する意思表示 — 民法903条3項	161
その1 特定の者に対する特別受益に関する意思表示	161
その2 共同相続人らの特別受益を一般的に度外視する意思表示	161
① 特別受益とは	161
② 特別受益者の相続分（特別受益の持戻し）	162
③ 特別受益に関する意思表示（特別受益の持戻免除）	163
④ 特別受益の意思表示と遺留分の関係	163
⑤ 特別受益の持戻免除の意思表示の仕方	163
第22 遺言による債務の承継	164
① 遺言による債務割合の指定は債権者に対抗できない	164
② 遺産分割協議による債務割合の指定は債権者に対抗できない … 165	
③ 遺言者の債務とはいえないものについての定め	165

第23 負担付遺贈及び相続	166
その1 負担付遺贈	166
その2 負担付相続	166
① 負担付遺贈とは	166
② 受遺者が負担を履行しない場合はどうなるか	167
③ 負担付受遺者の遺贈の放棄	167
④ 負担付遺贈の留意点	167
⑤ 負担付相続	168
第24 負担付遺贈又は相続（ペットの世話の負担）	168
その1 負担付遺贈	168
その2 負担付相続	168
① 自分の死後も愛するペットが幸せに暮らせるための負担付遺言	169
② 前記負担付遺言をする際の留意点	169
③ ペットに関して負担付遺言をする場合の言葉使い	170
第25 停止条件付相続	170
その1 条件成就前に遡及しない例	170
その2 条件成就前に遡及する例	170
① 停止条件付相続（条件成就前に遡及しない例）	171
② 停止条件付相続（条件成就前に遡及する例）	172
③ 停止条件付遺贈とは	172
第26 解除条件付遺贈・相続	172
その1 農業をやめたときに遺贈の効力を失わせる例	172
その2 再婚しそうな妻に再婚しない場合のみ相続させる場合	174
第27 期限付相続	176
その1 始期付相続	176
その2 終期付相続	176
その3 終期付相続と始期付相続の併存	177

目 次

① 期限についての民法の規定	178
② 始期付相続	178
③ 終期付相続	178
④ 終期付相続と始期付相続の併存	179
⑤ 期限付遺贈	179
第28 共同相続人間の担保責任の指定	180
① 共同相続人間の担保責任	180
② 遺産の分割によって受けた債権についての担保責任	181
③ 資力のない共同相続人がある場合の担保責任の分担	181
④ 遺言による担保責任の定め	182
第29 祭祀主宰者の指定	182
① 祭祀に関する権利の承継	183
② 祭祀の主宰者の資格等	183
③ 祭祀の主宰者の指定について配慮すべきこと	183
第30 遺言執行者の指定	184
その1 1人の遺言執行者の指定	184
その2 複数の遺言執行者の指定	184
その3 予備的遺言執行者の指定	185
その4 遺言執行者の復任権の明示	186
第31 遺言執行者の指定の委託	186
その1 1人に指定を委託する場合	186
その2 条件付きで指定を委託する場合	187
① 遺言執行者の指定の委託	188
② 遺言執行者の指定を第三者に委託する場合の留意点	188
第32 相続人の廃除及び取消し	189
その1 相続人の廃除	189

その2 相続人の廃除の取消し	189
① 推定相続人の廃除	189
② 推定相続人を廃除するに当たっての留意点	190
③ 推定相続人の廃除の取消し	191
第33 未成年後見人の指定及び未成年後見監督人の指定	191
 その1 未成年後見人の指定	191
 その2 未成年後見監督人の指定	191
① 未成年後見人の指定に関する民法の規定	192
② 最後に親権を行う者	193
③ 最後に親権を行う者と管理権	193
④ 未成年後見人になる資格のない者	194
⑤ 未成年後見人の数等についての民法改正	194
⑥ 未成年後見監督人の指定	195
⑦ 未成年後見監督人の職務	195
⑧ 未成年後見監督人の指定の仕方	195
⑨ 未成年後見監督人になる資格がない者	196
⑩ 未成年後見人に不正な行為等があった場合	196
第34 無償で未成年の子に与える財産を親権者に管理させず 管理者を指定する遺贈	196
① 第三者が無償で未成年者に財産を与えた場合の親権者に管理 させない意思表示	197
② 子の財産管理者の指定	198
第35 子の認知	198
 その1 子の認知	198
 その2 胎内にある子の認知	199
① 嫁出子と非嫁出子	199
② 嫁出子と非嫁出子の相続分	199
③ 遺言による認知	201

目 次

④ その他参考事項	202
第36 死因贈与契約の例	203
その1 通常の死因贈与契約の例	203
その2 負担付死因贈与契約の例(贈与者の生前の負担)	204
その3 負担付死因贈与契約の例(贈与者の死後の負担)	204
その4 包括的死因贈与契約の例	205
① 死因贈与契約	206
② 死因贈与契約の撤回	207
③ 書面でなされた死因贈与契約の撤回	207
④ 負担付死因贈与	209
⑤ 包括的死因贈与	209
⑥ 死因贈与契約の目的物が不動産の場合の仮登記の重要性	210
⑦ 死因贈与契約に基づく仮登記申請手続	211
⑧ 死因贈与契約の履行執行者の指定	211
⑨ 死因贈与契約に基づく本登記手続	212
⑩ 死因贈与契約の活用場面	213
(1) 期待権を確実にするための死因贈与契約	213
(2) 死因贈与契約には証人は不要	213
第37 遺産分割協議の例	214
① 遺産共有及び遺産分割について	215
② 遺産分割協議の当事者	216
(1) 相続人	216
(2) 包括受遺者	220
(3) 相続分の譲受人	220
③ 遺言と異なる遺産分割協議の効力	221
④ 遺産分割の対象財産となるかが問題とされた事例	222
(1) 共同相続人の1人を保険金受取人とする生命保険契約に基づく死亡 保険金	222
(2) 死亡退職金の受給権	222

⑤ 遺産分割の溯及効と第三者	223
⑥ 遺産分割と登記	224
(1) 遺産分割による相続登記手続 224	
(2) 共同相続登記後の遺産分割による権利移転の登記手続 224	
第38 生命保険金の受取人を遺言で変更する例	224
その1 保険金受取人の1名の者への変更	224
その2 保険金受取人の複数の者への変更	225
その3 保険金受取人の予備的変更	226
① 生命保険金の受取人の変更を認めた平成22年4月1日施行の 保険法	226
② 保険法施行日より前に締結された保険契約を規律する裁判例 …	226
③ 保険会社との関係	227
第39 遺言による財団法人の設立	227
① 自分の遺産をそのまま将来公共のために活用する方法	232
② 一般財団法人を遺言で設立するための段取り	232
第40 夫婦間に子供がいない場合に他方配偶者に配慮した遺言 233	
第41 离婚した後再婚した場合の再婚後の子に配慮した遺言 …234	
第42 長男の妻に財産を分けてあげたい場合	236
第43 内縁の妻に遺産を遺贈したい場合	238
① 内縁の妻とは	239
② 内縁の妻がいる場合の遺言の重要性	239
③ 内縁の妻に対する遺言における付言の重要性	240
第44 内縁の妻に準ずる者に遺産を遺贈したい場合	240
① 内縁の妻に準ずる者	242
② 婚姻関係ない男女間の遺言についての判例	243
③ 婚姻関係ない男女間の遺言についての留意点	244

目 次

第45 公正証書遺言の撤回・変更	245
その1 公正証書遺言の全部を撤回する(1)	245
その2 公正証書遺言の全部を撤回する(2)	245
その3 公正証書遺言の全部を撤回し遺言をし直す	245
その4 公正証書遺言の一部を変更する	245
その5 公正証書遺言に一部を追加する	246
第46 韓国人の公正証書遺言	246
第47 付 言	247
その1 付言文例①	247
その2 付言文例②	248
その3 付言文例③	248
その4 付言文例④	249
その5 付言文例⑤	249
その6 付言文例⑥	250
① 付言とは	250
② 付言の効果	251

第3章 任意後見契約公正証書

第1節 任意後見契約公正証書の基礎知識	254
第1 任意後見契約の意義	254
第2 任意後見契約の型	255
① 将来型	255
② 移行型	255
③ 即効型	255

④	任意後見契約を補う見守り契約	256
(1)	将来型任意後見と見守り契約	256
(2)	移行型任意後見と見守り契約	256
(3)	即効型任意後見には見守り契約不要	257
第3	任意後見契約の委任者になることができる人	259
①	未成年者	259
②	法定後見が開始している者	259
③	任意後見契約を締結している者	260
第4	任意後見人になることができる人	260
第5	任意後見人の仕事	263
第6	任意後見契約締結と判断能力	263
第7	委任者が病気等で公証役場に行けない場合	264
第8	任意後見の開始時期	265
第9	任意後見契約の終了事由	265
①	任意後見契約の解除	265
(1)	任意後見監督人選任前	265
(2)	任意後見監督人選任後	265
(3)	任意後見監督人選任後の解除に制約を設けた理由	266
②	任意後見人の解任	266
③	法定後見（補助・保佐・後見）の開始	266
④	契約当事者の死亡・破産等	266
第10	複数受任者	268
①	単独代理の場合	268
②	共同代理の場合	268
第11	予備的受任者の定めの可否	269

目 次

第12 任意後見監督人	270
① 任意後見監督人の選任	270
② 任意後見監督人の職務	271
③ 任意後見監督人の辞任・解任	271
(1) 任意後見監督人の辞任	271
(2) 任意後見監督人の解任	271
第13 任意後見契約の条項を規定するまでの問題点	273
① 介護等の事実行為を委任する条項	273
② 死後の事務を委任する契約	273
③ 医的侵襲・延命治療拒絶についての諾否	273
④ 親なき後の障害者の保護	274
(1) 親自身が任意後見契約を締結する	274
(2) 子が任意後見契約を締結する	275
⑤ 任意後見監督人候補者の指定	275
⑥ 任意後見契約の効力発生を一定の条件にからせる特約	276
第14 代理権目録に記載する事項	277
第15 委任事務・代理権の範囲の変更	277
第16 任意後見監督人の同意を要する旨の特約目録	278
第17 代理権の共同行使の特約目録	279
第18 実務でよく利用されている移行型任意後見契約	280
第19 任意後見人・任意後見監督人に対する報酬	280
第20 必要な書類	281
第21 任意後見契約の手数料	282
① 公証役場の手数料	282
② 法務局に納める印紙代	282

③ 法務局への登記委託料	282
④ 書留郵便料	282
⑤ 正本謄本の作成手数料	283
⑥ 移行型任意後見契約の手数料	283
⑦ 出張して作成する場合の手数料加算	283
第22 任意後見契約の登記	284
第23 法定後見と任意後見の違い	284
① 成年後見	284
(1) 審判の要件 284	
(2) 成年後見人の取消権 285	
(3) 成年後見人の代理権 285	
② 保 佐	286
(1) 審判の要件 286	
(2) 保佐人の取消権 287	
(3) 保佐人の代理権 288	
③ 補 助	290
(1) 審判の要件 290	
(2) 補助人の取消権 291	
(3) 補助人の代理権 292	
第2節 任意後見契約公正証書の文例と解説	294
第1 将来型任意後見契約公正証書	294
① 将来型任意後見契約公正証書とは	301
② 任意後見監督人の同意を要する特約目録	301
③ 見守り契約を将来型任意後見契約と同時に締結する場合	302
④ 任意後見開始前に委任者に介護が必要な状況等が発生した場合に 見守りをする受任者に必要措置をとる権限を与える条項	305
⑤ 介護施設や病院との契約等が必要になった場合の対処の仕方 … 305	

目 次

(1) 包括的委任契約を締結して移行型任意後見契約締結と同じ形にする場合	305
(2) 見守り事務で対処する場合	305
⑥ 見守り契約の報酬	306
第2 移行型任意後見契約公正証書（通常行われている死後事務委任を含む型）	306
① 移行型任意後見契約公正証書とは	317
② 任意後見監督人の同意を要する特約目録	317
③ 委任契約の開始時期	318
(1) 移行型任意後見契約公正証書作成日が委任契約開始日の場合	318
(2) 移行型任意後見契約公正証書作成日より後の日が開始日の場合	318
④ 見守り契約を同時に締結する場合	319
(1) 移行型任意後見公正証書と見守り契約を同時に締結する必要がある場合	319
(2) 見守り契約の期間	319
(3) 見守り契約の文例	319
⑤ 移行型任意後見契約公正証書に記載されることが多い死後事務委任契約	322
(1) 死後事務委任の根拠	322
(2) 死後事務委任に適した事項	322
(3) 公正証書で作成するのが一般的	323
(4) 任意後見契約と無関係に単独で死後事務委任契約を締結するのは不適当	323
第3 即効型任意後見契約	324
第4 将来型任意後見契約のための見守り契約公正証書	325
① 将来型任意後見の場合に見守り契約を締結しておいたほうがよい理由	327
② 介護施設や病院との契約等が必要になった場合の対処の仕方	328
(1) 包括的委任契約を締結して移行型任意後見契約締結と同じ形にする場合	328
(2) 見守り事務で対処する場合	328

第5 移行型任意後見契約のための見守り契約公正証書	329
① 委任契約の開始時期	331
(1) 移行型任意後見契約公正証書作成日が委任契約開始日の場合	331
(2) 移行型任意後見契約公正証書作成日より後の日が開始日の場合	331
② 見守り契約を同時に締結する場合	331
(1) 移行型任意後見公正証書と見守り契約を同時に締結する必要がある場合	331
(2) 見守り契約の期間	332

第4章 尊厳死宣言公正証書

第1節 尊厳死宣言公正証書の基礎知識	334
第1 尊厳死が注目される背景	334
第2 尊厳死が認められる場合	335
第3 事実実験公正証書の一種である尊厳死宣言公正証書	336
第4 尊厳死宣言公正証書の作成を公証人に依頼する際の必要書類	336
第5 尊厳死宣言公正証書の手数料	337
① 公証役場で尊厳死宣言公正証書を作成する場合	337
② 公証役場外で尊厳死宣言公正証書を作成する場合	337
第6 尊厳死宣言公正証書には証人は必要なし	338
第7 医療現場でどの程度尊厳死宣言に基づく措置がとられているか	339

目 次

第2節 尊厳死宣言公正証書の文例と解説	340
① 第1条の関係（尊厳死が容認されるための要件）	341
② 第2条関係（家族等の了解）	342
③ 第3条・4条の関係（担当医師・検査機関への要望）	342
④ 第5条関係（尊厳死宣言の意思の継続）	343
⑤ 尊厳死宣言の動機	343

第5章 家族信託に関する公正証書

第1節 家族信託の基礎知識	346
第1 信託法の制定	346
第2 信託の意義	346
第3 信託財産	348
① 信託財産とは	348
② 信託財産とすることができない財産	348
(1) 金銭的価値に見積もることができない財産	348
(2) 債務等消極財産	348
(3) 年金受給権	349
(4) 農地又は採草放牧地	349
(5) 預貯金	349
③ 信託財産の独立性（倒産隔離機能）	350
(1) 委託者の債権者	350
(2) 受託者の債権者	351
(3) 受託者の破産手続との関係	353
④ 信託財産に属する財産を維持するために相殺を制限する規定	354
(1) 第三者の債権が受託者の固有財産のみを引当てとする場合はこの債権で	

信託財産に対して負っている債務を相殺できない	355
(2) 第三者の債権が受託者の固有財産と甲信託の信託財産を引当てとする場合はこの債権で乙信託財産に対して負っている債務を相殺できない	355
(3) 第三者の債権が甲信託の信託財産のみを引当てとする場合はこの債権で乙信託に対して負っている債務を相殺することはできない	356
(4) 第三者からの相殺が認められる例外の場合	357
⑤ 受託者が禁止されている第三者からの相殺を承認することができるための要件	358
⑥ 受託者保護のための相殺禁止	361
(1) 受託者保護のための相殺禁止の規定	361
(2) 受託者保護のための相殺禁止の例外規定（第三者が相殺できると誤解した場合）	362
(3) 受託者保護のための相殺禁止の例外規定（受託者が第三者の相殺を承認した場合）	363
⑦ 受託者からの相殺	363
(1) 第三者から受託者に対する相殺禁止に対応する受託者による利益相反行為の規定	363
(2) 受託者の利益相反行為禁止の例外	367
⑧ 信託財産についての公示の必要性	370
(1) 信託の登記・登録が必要な財産	370
(2) 信託の登記・登録が不要な財産	370
(3) 信託口座開設の重要性	370
第4 信託行為	372
① 信託契約	372
② 遺言信託	372
(1) 遺言信託とは	372
(2) 遺言信託の効力発生時期	372
(3) 利害関係人の受託者として指定された者に対する引受けの催告権	373
(4) 利害関係人の家庭裁判所に対する受託者選任の申立	373
③ 自己信託（信託宣言）	374

目 次

第5 遺言代用信託	374
① 遺言代用信託とは	374
② 遺言代用信託は信託契約においてなされる信託である	375
③ 1号型信託と2号型信託	375
④ 遺言代用信託の留意点	376
(1) 遺言代用信託と遺言の違い	376
(2) 遺言代用信託を途中で終了させないための工夫	376
第6 いわゆる跡継ぎ遺贈型受益者連続信託	377
第7 信託当事者	379
① 委託者	379
(1) 委託者とは	379
(2) 委託者の地位の承継	379
(3) 夫婦がともに委託者となる共同遺言代用信託契約	380
② 受託者	380
(1) 受託者とは	380
(2) 自然人の受託者不適格者	380
(3) 信託業法の定めで受託者となれない場合	381
(4) 受益者が受託者になれるか	381
(5) 受託者の損失てん補責任等	381
(6) 受益者による受託者の法令違反等の行為の差止め請求	382
(7) 受益者による受託者の公平義務違反の行為の差止め請求	383
(8) 受託者に対する損失てん補責任等や受託者の行為差止め請求の訴えの費用	383
(9) 受益者による受託者の権限違反行為の取消権	383
(10) 受託者の義務	384
(11) 受託者の忠実義務についての代表的な利益相反行為の禁止	384
③ 受益者	389
(1) 受益者とは	389
(2) 受益者の資格	390

第8 受益者保護関係人	390
① 信託管理人	390
② 信託監督人	391
③ 受益者代理人	391
第9 信託の終了・清算	392
① 主な法定の終了事由（信託法163条）	392
② 合意による終了（信託法164条）	392
③ 清 算	393
④ 残余財産受益者と帰属権利者	393
第2節 家族信託公正証書の文例と解説	394
第1 自分と配偶者の老後の安心設計のための自己信託公正証書・ 信託契約公正証書・遺言信託公正証書	394
その1 自己信託公正証書の文例 (当初受益者が自分と妻の場合)	394
① 自分がしっかりしている間は自分を受託者とし、それが不可能 となった場合に後継受託者を設定する自己信託	399
② 自己信託において自分より先に妻が死亡した場合の留意点	400
③ 受益権に関する本文例6条1項、2項の規定	400
④ 自己信託設定に必要な法定要件事項	400
⑤ 本文例の想定	401
その2 信託契約公正証書の文例 (受益者を自己とし、死後は妻とする場合)	401
① 生存中の自分と自分が死亡した後の妻の老後の安心のために自分 を委託者とし長女を受託者とする信託契約	406
② 受益権に関する本文例5条1項、2項の規定	406
③ 本文例の想定	407
その3 信託契約公正証書の文例(受益者が自分と妻の場合)	407
① 自分と妻の老後の安心のために自分を委託者とし長女を受託者と する信託契約	412

目 次

② 受益権に関する本文例5条2項、3項の規定	412
③ 本文例の想定	412
その4 遺言信託公正証書の文例(受益者を配偶者とする場合)	413
① 自分の死後の妻の老後の安心のための遺言信託	417
② 受益権に関する本文例4条	418
③ 本文例の想定	418
第2 自分と配偶者と障害者である子の生活の安心設計のための 自己信託公正証書・信託契約公正証書・遺言信託公正証書…	419
その1 自己信託公正証書の文例(委託者が当初受託者を自己 とし、受益者を自己と自己の妻と自己の障害者である 長男とする自己信託)	419
① 自分がしっかりしている間は自分を受託者とし、それが不可能 となった場合に後継受託者を設定する自己信託	424
② 自己信託において自分より先に妻及び長男が死亡した場合の 留意点	424
③ 受益権に関する本文例5条2項、3項の規定	425
④ 自己信託設定に必要な法定要件事項	425
⑤ 本文例の想定	426
その2 信託契約公正証書の文例(委託者と当初受託者長女と の間の、受益者を委託者である自己、委託者である自 己の妻、委託者である自己の障害者である長男とする 信託契約)	426
① 委託者が最初から長女を受託者として締結する信託契約	431
② 受益権に関する本文例5条2項、3項の規定	432
③ 本文例の想定	432
その3 遺言信託公正証書の文例(委託者が遺言信託で受託者 を長女とし受益者を自己の妻と自己の障害者の長男と する遺言信託)	432
① 委託者が長女を受託者とし、受益者を委託者である自己の妻と 自己の障害者である長男とする遺言信託	438
② 受益権に関する本文例5条2項、3項の規定	438
③ 本文例の想定	438

第3 自分と再婚後の後妻の老後の安心設計を図り、最終的には 自分の実子の長男に不動産を承継させる自己信託公正証書・ 信託契約公正証書・遺言信託公正証書	439
① 再婚後の後妻に全財産を相続させることによる不都合	439
② 家族信託を活用することによる遺留分侵害額請求の回避と適切な 遺産承継	439
③ 受益権複層型信託の根拠	440
その1　自己信託公正証書の文例	441
① 委託者が生存中は自己を受託者兼受益者とし、死亡後は後妻と、 先妻との間の長男に重層的に受益権を設定する自己信託	446
② 受益権に関する本文例4条6項、7項の規定	447
③ 本信託を途中で終了させないための5条の規定	447
④ 甲と後妻乙が双方ともに死亡したときに信託財産の完全な受益権 を甲の長男丙に帰属させるための本文例6条2項（1）の規定	448
その2　信託契約公正証書の文例	448
① 委託者が生存中は自己及び後妻を受益者とし、死亡後は後妻と 先妻との間の長男に重層的に受益権を設定し受託者を先妻との間 の長男とする信託契約	454
② 受益権に関する本文例4条6項、7項の規定	454
③ 甲と後妻乙が双方ともに死亡したときに信託財産の完全な受益権 を甲の長男丙に帰属させるための本文例6条2項（1）の規定	454
その3　遺言信託公正証書の文例	455
① 委託者が自分の死亡後は後妻に居住用不動産及び信託金融資産の 収益受益権を設定し、先妻との間の長男に元本受益権を設定し、配偶 者死亡後は先妻との間の長男に同不動産及び金融資産を承継させ る遺言信託	460
② 受益権に関する本文例3条4項、5項の規定	460
③ 後妻乙が死亡したときに信託財産の完全な受益権を甲の長男丙に 帰属させるための本文例5条（1）の規定	460

第6章 相続法改正

第1節 相続法改正の概要	462
第1 相続法改正の公布及び施行	462
第2 相続法改正の項目	463
① 配偶者居住権の新設	463
(1) 配偶者居住権が新設された背景	463
(2) 配偶者居住権の取得要件	466
(3) 被相続人の財産に属した建物の意義	466
(4) 配偶者が「居住していた」の意義	467
(5) 配偶者が建物の全部を居住の用に供していたことは要件ではない	467
(6) 死因贈与契約は配偶者居住権の取得要件となるか	468
(7) 配偶者居住権の取得要件の一つである「配偶者居住権が遺贈の目的とされたとき」	469
(8) 配偶者居住権の登記	470
(9) 配偶者居住権を取得した配偶者と建物所有者及び敷地所有者との関係	470
(10) 配偶者居住権の譲渡禁止及び配偶者の使用・収益等	472
(11) 配偶者がその家族や家事使用人を居住建物に住まわせる場合	474
(12) 居住建物の修繕等	474
(13) 居住建物の必要費及び有益費	475
(14) 配偶者居住権の消滅	475
(15) 配偶者居住権消滅後の配偶者の義務	476
(16) 新設された規定の適用時期	477
② 配偶者短期居住権の新設	477
(1) 配偶者短期居住権を新設した背景	477
(2) 配偶者短期居住権の成立要件	478
(3) 居住建物所有者の義務	480

(4) 配偶者短期居住権の譲渡禁止及び配偶者の使用等	480
(5) 居住建物の修繕等	480
(6) 居住建物の必要費及び有益費	481
(7) 配偶者短期居住権の消滅	481
(8) 配偶者短期居住権消滅後の配偶者の義務	482
③ 長期間婚姻夫婦間の居住用不動産の贈与等を保護する規定の新設	483
(1) 新設された規定	483
(2) 新設された規定は死因贈与も含むか	486
(3) 遺言で「遺贈する」ではなく「相続させる」とした場合も新設された規定は適用されるか	486
(4) 配偶者居住権が遺贈の目的とされた場合	486
(5) 新設された規定の適用時期	486
④ 遺産の分割前に遺産に属する財産が処分された場合の遺産の範囲	487
(1) 相続に関する民法改正前の問題点	487
(2) 前記問題点を是正するための改正条項	488
(3) 共同相続人が遺産分割前に自己の法定相続分を超えて財産を処分した場合	492
⑤ 遺産の一部分割の明文化	492
(1) 相続に関する民法改正前の規定及び実務の運用	492
(2) 改正民法による明文化	493
⑥ 家庭裁判所の判断を経ないで預貯金の払戻しを認める規定の新設	494
(1) 規定が新設されるに至った経緯	494
(2) 新設された規定	494
(3) 新設された規定の適用時期	494
⑦ 家庭裁判所の判断を経て預貯金の仮取得を認める規定の新設	496
(1) 規定が新設されるに至った経緯	496
(2) 新設された規定	496
⑧ 不動産の共同相続による権利承継の対抗要件の規定の新設	497
(1) 規定が新設された経緯	497
(2) 新設された規定	497
⑨ 債権の共同相続による権利承継の対抗要件の規定の新設	502

目 次

⑩ 相続分の指定がある場合の債権者の権利の行使についての明文化	505
⑪ 遺留分減殺請求権の金銭債権化	508
(1) 従前の問題点	508
(2) 遺留分侵害額請求権の新設	509
⑫ 受遺者等が複数の場合の遺留分侵害額請求権の行使の順序・割合	512
⑬ 遺留分算定財産に算入される贈与	512
⑭ 遺留分算定財産に算入される負担付贈与	514
⑮ 遺留分算定財産に算入される不相当な対価による有償行為	515
⑯ 遺留分侵害額請求権の計算方法	515
(1) 遺留分侵害額の計算方法	515
(2) 遺留分侵害額から控除する遺留分権利者の具体的相続分	516
(3) 受遺者等が遺留分権利者において承継した債務を肩代わりした場合の規定	516
⑰ 相続人以外の者の貢献を考慮する制度の新設	518
(1) 従前の問題点	518
(2) 特別寄与者の特別寄与料の規定の新設	519
(3) 特別寄与者となり得る者	519
(4) 特別寄与分の請求の方法	520
(5) 特別寄与料の金額	520
(6) 相続人が数人いる場合の特別寄与料の負担	520
⑱ 遺言執行者の権限に関する規定	520
(1) 遺言執行者の権利義務の明確化	520
(2) 遺言執行者の復任権	521
(3) 遺言執行者の行為の効果	521
(4) 遺言執行を妨げる行為の禁止に違反した場合の規定の新設	521
(5) 遺言執行者の相続人への通知義務	522
(6) 特定遺贈の場合の遺言執行者の権限の明確化	522
(7) 相続させる遺言（特定財産承継遺言）の場合の遺言執行者の権限の明確化	522
⑲ 自筆証書遺言の方式の緩和	523
⑳ 自筆証書遺言の保管制度の新設	524

(1) 遺言書の保管の申請	524
(2) 遺言書保管官による遺言書の保管及び情報の管理	524
(3) 遺言者による遺言書の閲覧、保管の申請の撤回	524
(4) 遺言書の保管の有無の照会及び相続人等による証明書の請求等	524
(5) 遺言書の検認の適用除外	525
(6) 手数料	525
第2節 相続法改正を踏まえた公正証書遺言の文例と解説…	526
第1 配偶者居住権が敷地の利用権を含んでいないことを意識した配偶者のための遺言	526
① 配偶者居住権については「相続させる」ではなく「遺贈する」 とすべき理由	527
② 配偶者居住権が敷地の利用権までは含まないことを意識した遺言	528
第2 配偶者居住権に買取り請求権がないことを意識した配偶者のための遺言	529
第3 配偶者居住権を取得する配偶者の老後の安心のためにあらゆる場面を想定した遺言	532
① 配偶者に配偶者居住権とその他の財産を承継させる場合の遺言	534
② 配偶者居住権を取得する配偶者の老後の安心を確保する遺言 …	534
第4 夫婦間の居住用不動産の贈与・遺贈の場合の持戻免除推定規定を遺言で確定的にする文例	535
【その1】贈与の例	536
【その2】死因贈与の例	537
【その3】遺贈の例	538
【その4】配偶者居住権の遺贈の例	538
第5 遺留分侵害額請求権の行使の順位についての別段の意思表示	539

目 次

① 相続法改正による遺留分減殺請求の金銭債権化	540
② 改正民法1047条1項2号の「目的の価額の割合に応じて負担 する」の解釈	540
③ 遺留分侵害額請求についての別段の意思表示	542
第6 相続財産目録の自書が不要となった自筆証書遺言の文例 …	542
索 引	548

第1章

公証役場活用法

公正証書
原本



第
1

公証人の身分、公証役場の位置付け

公証人は、原則30年以上の実務経験を有する法律実務家の中から、法務大臣が任命する国家公務員であって、大半が判事・検事出身です。判事・検事・弁護士は、資格は司法試験という共通の試験で取得していますので、相互間の転職は特に試験を経なくても可能です。判事・検事退官後、すぐ弁護士になることも可能ですし、公証人になった後、弁護士になることも可能です。

公証人は国家公務員であり、公証役場は法務省法務局に所属する役所ですが、ただ、一般の国家公務員と違っているのは、国からの給料や補助金などは一切支給されず、公証人手数料令という法律に基づく手数料が収入源で、それで役場の賃借料や書記と呼ぶ公証事務を担当する職員を雇い入れて給料を支払い、自分達の生活費を確保するわけです。

したがって、公証人は、経済的に見ると個人事業主ということになります。ただ国家公務員ですから、全国どこにでも公証役場を設立できるわけではなく、法務省法務局が、人口動態や手数料収入の状況を勘案して公証役場の所在地を決めています。大体、全国で300か所の公証役場があり、公証人は全体で約500名となっています。

なお、全国の公証役場の所在地、電話番号等については、日本公証人連合会ホームページの「公証役場一覧」に記載されています。

第2**公証人に対する公証実務に関する相談は無料**

このように公証人は、独立の営業主体ですが公の立場ですから、相談料は取ってはいけないということになっています。遺言や各種契約の公正証書を作りたいけれど、どのような書類が必要でどのくらい手数料がかかるかということでも、相談料は一切かかりませんので、ぜひ気軽に公証役場に相談に行きましょう。

第3**どこの公証役場に行けばよいか**

例えば、「東京に住んでいる人は東京にある公証役場に行かなければならない」といった制約はなく、全国どこの公証役場でも自分が行きたい公証役場に行って、自分が相談したい公証人に相談することができます。

なお公証人は、その配置された公証役場で執務することが原則ですので、例えば「売買契約の売主が病気で、自宅で寝たきりであるため、売主宅で売買契約の公正証書を作成したいので、公証人に出張してほしい」といわれても、それはできません。その場合は、売主が代理人を立て、その者に委任状を持参させて公証役場に出向かせて公正証書作成の手続をすることになります。

しかし、遺言、任意後見、尊厳死宣言のように本人の意思が決定的に重要な場合は、代理によることはできませんので、本人が自宅や病院等で病気療養中等の理由により公証役場に出向くことができない場合は、公証人が本人のいる自宅や病院等に出張して公正証書作成手続を行うことができます。ただその場合には、各公証人が所属する都道府県から外

に出張することはできません。例えば、東京の公証人は東京都内ならどこへでも出張できますが、神奈川や千葉には出張できません。

第4

公証役場の役割

当事者が将来の紛争を予防するため、各種契約について合意が成立しており、それを基に公正証書を作成しておけば、金銭債務については強制執行力があります。

また遺言については、公正証書にしておけば、被相続人が死亡した場合、遺言書保管所に保管されていない自筆の遺言書と違い、家庭裁判所の検認を経ることなく直ちに公正証書に基づいて相続登記などの手続ができます。なお、遺言書保管所に保管された自筆の遺言書については、検認は必要ありませんが、相続人等が遺言者の死亡後に、遺言書情報証明書の交付を請求して、交付を受けた遺言書情報証明書により相続登記等の手続がなされることになりますが、公正証書遺言があれば、遺言者の死亡後直ちに、この証書でこれらの手続をすることができます。また、何よりも法律の専門家である公証人が作成するので安全確実です。

このように、公証役場は将来の紛争を予防することがその主な役割であり、予防司法といわれる由縁です。

その他の仕事としては、会社や社団法人・財団法人を設立する際の原始定款の認証、各種私文書の認証、各種私文書がその日に存在したことを証明するための確定日付の付与、公証人が五感で確認したことを文書化して将来の紛争を予防する事実実験公正証書の作成等があり、その仕事の範囲はかなり広いものとなっています。

前述したように公証人に相談しても相談料は無料ですので、気楽に公証役場に足を運んで相談するとよいでしょう。

第2章

公正証書遺言



第1節

公正証書遺言の基礎知識

第1

遺言の意義

遺言とは、法律で定められた事項について、遺言者の死亡とともに一定の効果を発生させることを目的とする、遺言者が単独で、法律で定められた方式です、相手方のない意思表示です。

これが、遺言の法律上の定義です。この定義にあるように遺言は法律で定められた事項についてでなければなりません。何故ならば、遺言は、被相続人の一方的な単独の意思表示であり、与える影響が非常に大きいので、これを無条件に認めたのでは利害関係人に無用の混乱を生ぜしめることとなりますので、民法は、遺言事項を定めることとしたのです。この民法で定められた遺言事項を法定遺言事項といいます。

第2

法定遺言事項

法定遺言事項は以下のとおりです。

1 相続のこと

- (1) 推定相続人の廃除（民法893条）、推定相続人の廃除の取消し（民法894条）
- (2) 祖先の祭祀主宰者の指定（民法897条1項）
- (3) 相続分の指定、指定の第三者への委託（民法902条1項）
- (4) 特別受益分の控除（持戻し）の免除（民法903条3項）
- (5) 遺産分割の方法の指定、指定の第三者への委託（民法908条）
- (6) 遺産分割の一定期間禁止（民法908条）
- (7) 遺言による担保責任の定め（民法914条、911条～913条）

2 遺産の処分のこと

- (1) 遺産の処分（民法964条）
- (2) 相続財産に属しない権利の遺贈についての別段の意思表示（民法997条1項、2項ただし書、996条ただし書）
- (3) 財団法人設立のための寄付行為（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律152条1項、2項、3項）
- (4) 遺産の運用の信託（信託法3条2号）
- (5) 生命保険金及び傷害疾病定額保険金の受取人を変更すること（保険法44条1項、73条1項）

3 身分のこと

- (1) 非嫡出子の認知（民法781条2項）
- (2) 未成年後見人の指定、未成年後見監督人の指定（民法839条、848条）

4 遺言執行のこと

遺言執行者の指定、又はその指定を第三者に委託すること（民法1006条1項）

第
3

法定外遺言事項（付言事項）

法定外遺言事項（付言事項）は、法定遺言事項ではないので、法的な効力はありません。つまり、付言の内容を実現するための強制力がないということです。

付言には、遺言の動機・心情、家業の発展・家族の幸福の祈念、家族・兄弟姉妹間の融和の依頼、家訓等の遵守、葬式の方法、死後の献体等があります。

付言は、遺言者が何故このような遺言をしたのかという心情を記載し、遺言者亡き後、親族一同仲良く暮らしてほしいという希望等を記載したものです。法的な強制力はありませんが、付言を読んだ親族が、遺言者の心情を理解して無用の争いを防ぐ効果がある場合もありますので、遺言をする際、適切な付言をすることをお勧めします。

第
4

遺言の目的

① 遺言の社会学的定義

財産上の事項に関してその目的を中心に社会学的に定義するならば、「遺言とは、自分が生涯かけて築き、かつ守ってきた大切な財産を、最も有効・有意義に活用してもらうため行う、遺言者の意思表示である。」ということができます。

著者略歴



麻生 興太郎（あそう こうたろう）

昭和44年慶應義塾大学法学校法律学科を卒業した後、検事に任官。多数の事件に取り組んで体験を積んだ後、東京高檢公安部長、最高検検事等検察の幹部を歴任し、30年3か月の検事生活を終えて退官。その後10年間公証人として多数の遺言公正証書作成等の公証業務に従事。平成27年2月弁護士登録を行い横浜の相生法律事務所で執務を開始。執務の傍ら「老後の安心設計と公証役場の活用法」「検事時代の体験に基づく人間学」等のタイトルで講演。著書に「改訂版 遺言相談標準ハンドブック」(共著、日本法令)がある。

相生法律事務所

〒231-0012

横浜市中区相生町1-15 第二東商ビル5階

TEL 045-641-7244 FAX 045-681-1885

URL : <http://asou-ikigai.com> (麻生・生きがい研究会)